

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第6回総会
開催日時	令和4年9月26日（月） 午後1時30分 開会 午後2時24分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 4番 菅 原 浩 之 7番 柴 崎 専 一 10番 佐 藤 幸 治 13番 鈴 木 泰 子 16番 尾 張 勝 19番 芳 賀 秀 二 22番 上 野 栄 公 2番 佐々木 まき子 5番 田 島 幹 雄 8番 佐 藤 瑛 彦 11番 松 野 秀 郎 14番 浅 野 和 宏 17番 芳 村 忠 市 20番 小野寺 義 幸 23番 門 馬 一 郎 3番 櫻 井 利 光 6番 阿 部 晃 徳 9番 鈴 木 巖 男 12番 阿 部 静 男 15番 五十嵐 幸 喜 18番 三 塚 芳 毅 21番 佐 藤 久 順 24番 高 橋 清 範 は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局次長 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主事 安保 智、 主事 三浦 翼 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美
議 題	報告第20号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第21号 使用貸借権の合意解約について 報告第22号 農地の現状変更届出について 報告第23号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第42号 非農地証明願について 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第44号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第45号 農地賃借料情報の提供について
会議結果	議案第39号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第40号 許可相当との意見を付すこととした。

	議案第 41 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 42 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 43 号 原案のとおり決定した。 議案第 44 号 原案のとおり決定した。 議案第 45 号 原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 4 年度登米市農業委員会第 6 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、7 番 柴崎 専一委員、8 番 佐藤 瑛彦 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は、本日 1 日間とすることに決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 20 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 20 号を終わります。

議長 議長	日程第 5、報告第 21 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 21 号を終わります。
議長	日程第 6、報告第 22 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 22 号を終わります。
議長	日程第 7、報告第 23 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 23 号を終わります。
議長	日程第 8、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、譲託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

事務局	第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。 第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。 また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号1番について、18番 三塚 芳毅 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号2番について、8番 佐藤 瑛彦 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号3番について、6番 阿部 晃徳 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号4番について、19番 芳賀 秀二 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号7番について、9番 鈴木 巖 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号9番について、16番 尾張 勝 委員 《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 39 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 9、議案第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 10、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 4 条申請が 1 件、第 5 条申請が 15 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
8 番委員	8 番 佐藤 瑛彦 委員 登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 9 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第 5 条の進行番号 1 番、5 番、6 番については、別紙議案説明資料 4 ペ

ージから 6 ページ、16 ページから 18 ページ、19 ページから 21 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 7 ページから 9 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 10 ページから 12 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 13 ページから 15 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に店舗を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 7 番については、別紙議案説明資料 22 ページから 24 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 8 番については、別紙議案説明資料 25 ページから 27 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

議長	また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和4年9月26日 現地調査委員 7番 柴崎 専一 委員 10番 佐藤 幸治 委員 8番 佐藤 瑛彦 委員 次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。 19番、芳賀 秀二 委員
19番委員	登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和4年9月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に農機具置場、農業用資材倉庫を整備するもので、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第5条の進行番号9番、10番、14番については、別紙議案説明資料28ページから30ページ、31ページから33ページ、43ページから45ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号11番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号12番、13番については、別紙議案説明資料37ページから39ページ、40ページから42ページに記載されているとおりです。

	申請内容は、申請地において、現在操業している営農型太陽光発電事業を継続するため、一時転用許可期間を更新するもので、農地区分としては農用区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 15 番については、別紙議案説明資料 46 ページから 48 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 9 月 26 日 現地調査委員 1 番 岩淵 勉 委員 23 番 門馬 一郎 委員 19 番 芳賀 秀二 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより、議案第 40 号、議案第 41 号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。
12 番委員	小さなことなんですけれども、10 ページの議案 39 号の進行番号 6 番、この地目がですね、田になっておりますけれども、これについては現在、承認されておりますから何もないんですけれども、16 ページの 41 号の議案なんですけれども進行番号 12 番、ここが同じ地番で同じ面積でありながら、畑なんですよね。これ、3 条かかったから畑になってるんですかね。その辺、ま、ちょっとしたことなんですけれども。 田んぼが承認されたから畑になったのだろうか、これは分かりませんが、どうなんだろうなということでお伺いしたいと思います。 続きましてですね、進行番号 12 番、13 番なんですけれども、継続されているということなんですけれども、ここで 12 番の太陽光発電のやつで資料を見ますと、榊を栽培されるようなんですけれども、これ、過去においてもですねキクラゲとか榊は栽培されていたと思うんですけれども。まして、太陽光発電ということになると、国のほうでも作業をする場合、認定農家とかなんかについて委託しろというような話もあるようですけれども、実際に営農体系というのはですね、この会社では出来ているんでしょうかね。
議長	ちょっと休憩します。

	《休 憩》
議長	再開します。事務局、どうぞ。
事務局	申し訳ございません。農地法3条の部分のページ、10ページの所だったんですが、こちら、登記簿と現況ですが、ここ、畑になっております。その間違いでございましたので。すみません、畑です。どちらも畑になります。その訂正でございます。
議長	もう一つあったんじゃないですか。
事務局	もう一つの榊の方の質疑について、お答えさせていただきます。 こちらにつきましては、地権者の方が生育されております。営農型太陽光を申請する際には、有識者からの生育の相談のほうを付すような形ですので、その辺りは、1年目に耕作不良があって植え直しが行われたこと等あるんですけども、現在は順調に進んでいるのかなと。1年に1回、県に生育の状況の報告のほうもしていますので、その辺りは順調に進んでいるのかなと思われれます。
12 番委員	はい、分かりました。 営農型太陽光ですから、ぜひ、収益が上がるように、どっちもウィンウィンになるように指導していただきたいと思います。 それでですね、事務処理なんですけれども、事務局の方々はその辺は区分していると思うんですけれども、例えば3条で同じように区分地上権を設定して使用貸借する、5条で使用貸借するっていうような方法を取っていますけれども、一つの、例えば3条なら3条、5条なら5条で転用しないで、ま、継続で一時転用というようなこともあるんですけれども、地権者の方はこういう方法を取るのがベストな事務処理だと思われて、事務局のほうでも受付したんですかね。もっとシンプルな受付をしたほうがいいんじゃないかなあと、私は思うんですけれどもね。
事務局	先月もそうだったんですけれども、平成30年の国のほうから結局、通知が来たものというような格好になります。その内容で、現時点で農地法5条で一時転用で、結局、営農型について転用したいっていう、これが大原則になってくと思うんですけれども。その内容で農地法3条で下部の部分とともに地上権をやってくださいっていうようなのが、国のほうで平成30で来てるものです。この内容で国のほうでも、ここまでやっぱりやらなければならないんですかね、っていうようなことを一つ一つ聞いてきております。その内容で、地上権ということで、なかなか法律もそうなんですけれども、詳しい内容っていうのがあんまり無いんですよ、国の内容でもですね。ところが、やっぱりトンネルとかもそうなんですけれども、やっぱりやってください、というのが国の方針なので一つ一つ確認させ

	ていただいておりますので、よろしくお願いします。
12 番委員	はい、分かりました。 それですね、参考までにお聞きしたいんですけども、このように一時転用が3年、あるいは10年ということになってくると、ここに書類上ですよ、課税措置っていうのは無いんですか。その辺はどうなんですか。例えば資材、他の建設部とか何かで長期間のものについては、それ相当の措置が執られているのかどうか、その辺は調べたことがありますかね。
事務局	税務課にいた時ならお答えは出来てたんですけども、当時のほうからのご説明で、どこまでが決定したかっていうのは何も言いませんけれども、基本的に太陽光やった段階で、雑種地みたいな形になってきていたと思います。 ただその中で、営農型となってくると、また話は別なんですよ。支柱の部分ってやっぱり転用はしてる訳ですから、その部分に対して農地以外のものに課税されても考えは間違いではないんじゃないかなと思います。 ただ、そこの詳しい内容については、申し訳ないですけど、私には資料は無いですし、そこまで調べるような内容では、個人情報になってくると思いますので、そこの部分についてはお答えはちょっと出来ないかと思います。
12 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第40号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は、許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	次に、議案第41号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は、許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第 11、議案第 42 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 42 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 42 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	日程第 12、議案第 43 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
議長	本案件については、所有権移転が 5 件、利用権設定が 9 件、一括方式が 4 件となっております。

議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 43 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 43 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第 13、議案第 44 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 この案件につきましては、令和 3 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。

議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 44 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 44 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。
議長	日程第 14、議案第 45 号「農地賃借料情報の提供について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから、議案第 45 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 45 号「農地賃借料情報の提供について」は、原案のとおり決

議長	定しました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和４年度第６回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和４年９月２６日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 ７番 柴崎 専一

議事録署名人 ８番 佐藤 瑛彦